

舗装道路の掘り返し規制期間内における道路掘さく許可基準 新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>1 (目的)</p> <p>横浜市道路占用規則第8条に基づき、<u>新設・打換、切削打換</u>及びオーバーレイ補修並びに大規模占用工事に伴う復旧舗装道路の掘り返しについて、下記の期間規制し、これらの道路（以下、「規制期間中の道路」という。）の掘さくについて、道路管理者が特に認めたものに限り許可する場合の基準を定め、もって道路の保全と円滑な交通の確保を目的とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (許可の対象)</p> <p>規制期間中の道路の掘さくを許可する場合は、次のものに限るものとする。</p> <p>(1) 水管、下水道管、ガス管等の引込管を敷設するために掘さくする場合</p> <p>(2) 災害の防止及び事故の復旧のために緊急に<u>掘削</u>する必要がある場合</p> | <p>1 (目的)</p> <p>横浜市道路占用規則第8条に基づき、<u>新設、打換、切削</u>及びオーバーレイ補修並びに大規模占用工事に伴う復旧舗装道路の掘り返しについて、下記の期間規制し、これらの道路（以下、「規制期間中の道路」という。）の掘さくについて、道路管理者が特に認めたものに限り許可する場合の基準を定め、もって道路の保全と円滑な交通の確保を目的とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (許可の対象)</p> <p>現行のとおり</p> <p>(1) 水管、下水道管、ガス管等の引込管を敷設するために掘さくする場合</p> <p>(2) 災害の防止及び事故の復旧のために緊急に<u>掘さく</u>する必要がある場合</p> <p><u>(3) 規制開始から一年経過後に、次の各号に定める軽易な工事等のために掘さくする必要がある場合でやむを得ない事由がある場合</u></p> <p><u>ア 掘さくする延長が10m程度までのもので道路を横断して本線に接続するための工事</u></p> <p><u>イ マンホール、ハンドホール、消火栓、電柱、電話柱、信号機、標識及び各種バルブ等を設けるための工事</u></p> <p><u>ウ 推進工法等のために設ける立坑工事</u></p> | <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>「掘り返し規制路線掘さく特別許可審査会規約」の廃止に伴う、同規約記載内容の追加</p> |

(3) その他特にやむを得ない事由があるとして市長が許可した場合

なお、やむを得ない事由とは、当該舗装の検査（竣工、会計、完了）後の道路に限り当該工事のルート、工法及び施行時期並びに需要関係等について十分検討し、規制路線を開さくしないよう相互において努力し、どうしても規制路線を開さくしなくてはならないものと認められる場合とする。

(以下省略)

(4) その他特にやむを得ない事由があるとして市長が許可した場合

なお、やむを得ない事由とは、当該舗装の検査（竣工、会計、完了）後の道路に限り当該工事のルート、工法及び施行時期並びに需要関係等について十分検討し、規制路線を開さくしないよう相互において努力し、どうしても規制路線を開さくしなくてはならないものと認められる場合とする。

(以下省略)